議案第52号

令和3年度宝塚市一般会計補正予算(第15号)

資料2 新規就農者確保事業補助金の申請状況

【内 容】

市内で就農した経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、交付主体となる 市が農業次世代人材投資事業補助金(経営開始型)を交付することにより、就農意欲の喚 起と就農後の定着を図ることを目的とし、交付期間は最長5年間。

なお、令和4年度は年間150万円を最長3年間の交付に制度改正予定。

【令和3年度の経営開始型交付金額】

経営開始1~3年目 150万円/年 経営開始4~5年目 120万円/年 (最長5年間、前年の所得によらず定額)

【主な要件】

- 1 就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
- 2 認定新規就農者であること
- 3 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を策定していること
- 4 人・農地プランに中心経営体として位置づけられている、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

【充当先】

6農1農3農業振興費19負(農業次世代人材投資事業補助金)

【申請及び交付状況】

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 申請人数 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| 交付人数 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 内訳 | 新規 | 継続 | 継続 | 継続/新規 | 継続 | 新規 |

※平成28年度から令和2年度まで継続して交付した者1名

※令和元年度の新規申請者1名は翌年度他市転出のため令和元年度で交付を終了

【参考 新規就農者数の推移】

| | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 人数 | 4 | 1 | 1 | 2 | 1 | 6 |